



古河市及び学校法人晃陽学園と学校法人盈科学園  
の学市連携に関する協定書

古河市（以下「市」という。）及び学校法人晃陽学園と学校法人盈科学園（以下「学園」という。）とは、地域防災活動において連携協力関係を築き、「地域の安全・安心な活力ある地域の振興に資するため、学市連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市と学園が総合的な「市」と「学」の連携及び協力関係を明らかにすることにより、地域の安全・安心を目指し、防災・防犯活動などの分野において相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（学市連携事業）

第2条 この協定の目的を達成するため、市及び学園は、次の事業を行うものとする。

- (1) 防災・防犯対策の推進に関する事業
- (2) 相互理解を促進するための情報の提供及び交換等の事業
- (3) その他、目的達成のため、両者が協議して必要と認める事業

（事業経費）

第3条 この協定に基づいて実施する事業に要する経費は、市の主催する事業については市が負担し、両者が共同で実施する事業については、協議のうえ、それぞれが負担するものとする。

（担当部署）

第4条 この協定に関する協議の担当部署は、次のとおりとする。

市：環境安全部危機管理防災課

学園：学校法人盈科学園日本生物資源危機管理専門学校危機管理学科

2 事業実施にあたっては、実施する事業内容に応じて、その都度担当部署を定めることができる。

（協定期間）

第5条 この協定は、双方の代表者が署名した日に発効し、有効期間は3年間とする。ただし、期間満了前6箇月にあたる日までに市又は学園から異

議の申し立てがない場合には、3年ごとに自動更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第6条 この協定書に定める事項について疑義を生じた場合及び協定書に定めのない事項については、双方が誠意を持って協議して定める。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、双方の代表者が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年2月9日



古河市下大野2248番地

古河市長

菅谷憲一郎



古河市東一丁目5番26号

学校法人晃陽学園

古河市旭二丁目11番6号

学校法人盈科学園

理事長

齋藤行信

